

[事案 2021-208] 解約無効請求

・令和3年10月18日 不受理決定

<事案の概要>

平成21年11月に契約した個人年金保険について、契約者（故人）の意思に反し、契約者の妻によって解約手続が行われたこと等を理由に、解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、申立人（契約者の子）と契約者の妻の利害関係が対立しており（申立人の主張どおり解約が無効となると、妻は保険会社に対し不当利得として解約返戻金を返還しなければならない）、妻の手続的保障（主張・立証の機会）が不可欠であると考えられるところ、妻からは裁定申立てに係る同意を取り付けることが出来ず、主張・立証等の機会を確保することができない。

また、本件申立てでは、契約者の意思能力の有無が問題となるが、これを判断するには、当時、契約者がどのような経緯や理由により解約の手続きをしたのか、当時の契約者と保険会社担当者および妻とのやりとりの内容等を確認することが必要であるが、契約者は逝去されており事情聴取を行うことができないことから、申立てを不受理とした。